

阿賀町内の事業主の皆様へ ②

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業主の皆様へ、
阿賀町が実施している各種助成制度のお知らせです。

【雇用確保対策特別助成金】 *別記様式第1号の8

町内事業所において、新型コロナウイルス感染症の影響により、解雇及び採用取り消し等により失業した町民を、令和2年4月1日から12月31日までに雇用し、原則6か月以上雇用する事業主等に対し、正社員としての雇用に500,000円、雇用保険に加入するパートタイム労働者としての雇用に300,000円を助成します。

※解雇等を行った事業者と雇用した事業者の関係が、親子関係にある等の事業所の場合、代表者が同一である場合、談合行為等により不正があると認められる場合には、助成金の対象になりません。

【感染症予防対策促進補助金】 *別記様式第1号の12

一般町民の方に直接サービスを提供する施設を町内に有する事業主等が、当該施設の新型コロナウイルス感染防止対策として実施する飛まつ防止パネルやウイルス対策が可能な空気清浄機等の衛生設備の設置及びマスクやアルコール消毒液等の衛生用品の購入する場合、その設置及び購入に係る実費額を、1事業者につき100,000円を上限に補助します。